

Client Alert

July 2018

For further information, please contact:

Adeline Wong
Partner
+603 2298 7880
Adeline.Wong@WongPartners.com

Yvonne Beh
Partner
+603 2298 7808
Yvonne.Beh@WongPartners.com

Yi Lyn Tan
Senior Associate
+603 2298 7847
YiLyn.Tan@WongPartners.com

日本語でのお問い合わせは、井上まで：
Yoko Inoue (井上 洋子)
クライアントマネージャー
ジャパンプラクティス
+65 6434 2605
Yoko.Inoue@bakermckenzie.com

予定される売上・サービス税(以下「SST」)の導入の 枠組み

2018年7月16日、財務大臣は、2018年9月1日からSSTを導入すると発表しました。この発表後、マレーシア関税局(以下「**関税局**」)は、2018年7月19日にSST税制の実施枠組みに関する以下の詳細¹を公表しました。

- (a) 予定される売上税の導入モデル
- (b) よくある質問(FAQ) - 2018年売上税
- (c) 予定されるサービス税の導入モデル
- (d) よくある質問(FAQ) - 2018年サービス税

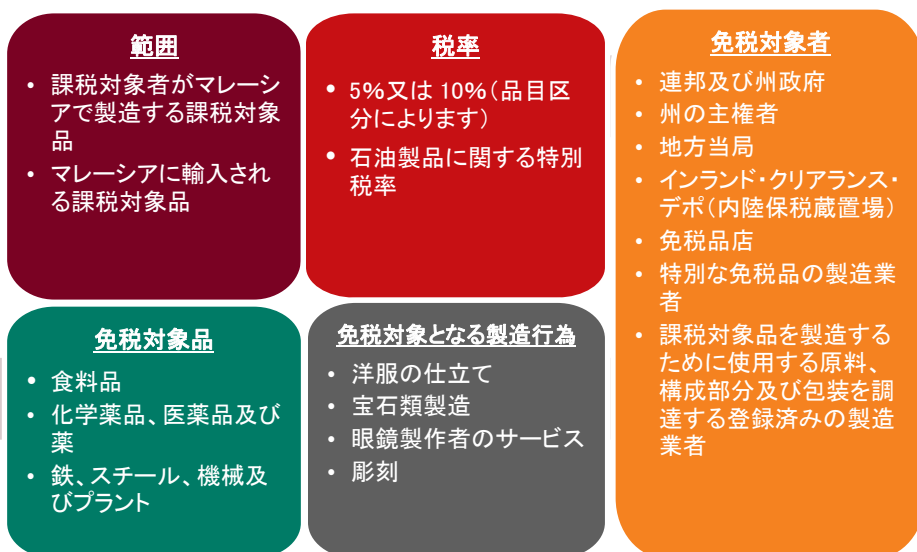
(総称して「**関税局ガイダンス**」とします。)

本稿では、関税局ガイダンスに定める免税対象品及び登録基準を含め、予定されるSST税制についての一般的な概要を示します。最終的なSSTの枠組みは、国会に提出され、官報で公表される法令に従うことにご注意ください。

SST税制の主な特徴

予定される売上税の枠組み

予定されている売上税制の主な特徴は、次のとおりです。



¹この公表内容は、関税局のウェブサイト(www.gst.customs.gov.my)で確認することができます。



関税局ガイダンスによれば、認可製造業者が取得する原料及び構成部品に関する従前の売上税免税手続(すなわち、フォーム CJ5、CJ5A 及び CJ5B による申請)は、予定される 2018 年「売上税(売上税の免税者)令」に基づく一般的な免税に置き換わることに注意してください。この変更によって、これまで免税申請フォームの届出に関して製造業者が直面していた法令遵守の負担が軽減されると考えられますが、登録済み製造業者が一般的な免税を適切に利用しているかを確認するための関税局の監査が増える可能性もあります。

また、2017 年関税令に基づく輸入税免税を踏まえ、マレーシアに輸入される低価格商品(500 リンギット未満)も売上税の免税を受けるかどうかが目されます。

予定されるサービス税の枠組み

予定されているサービス税は、マレーシアで課税対象者がその事業の過程又は事業の推進において行う課税対象のサービスに課されるものです。予定されているサービス税率は 6% です。カードごとに 25 リンギットの特別税額が課されるクレジットカード/チャージカードはこの対象外です。

課税対象サービスの範囲は、以下を含みます：

課税対象サービス	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ ホテル ✓ 食事・飲料 ✓ クラブ ✓ ゲーム 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保険及びタカフル(イスラム保険) ✓ 法務及び会計サービス ✓ 測量、設計、評価及び土木に関するサービス ✓ コンサルタント及び経営サービス
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 運送及び宅配サービス ✓ セキュリティサービス ✓ 職業紹介業 ✓ 駐車及び貸切サービス ✓ 自動車の点検及び修理 ✓ 国内フライト(僻地航空サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電気通信及び有料テレビサービス ✓ 広告サービス ✓ クレジットカード/チャージカード ✓ IT サービス ✓ 電気
非課税サービス	
輸入サービス	輸出サービス

関税局ガイダンスによれば、輸入サービス及び輸出サービスは、予定されているサービス税の対象となっておりません。SST 税制によって、マレーシアの顧客にサービスを提供する非居住者のサービスプロバイダーに影響が及ぶかどうかの判断については、今後施行される 2018 年サービス税法における「輸入サービス」の正確な範囲及び定義が影響します。同様に、非居住者の顧客がマレーシアのサプライヤーから取得するサービスの費用に対するサービス税が増加するかについても、輸出サービスの範囲が影響します。



登録

課税対象品又は課税対象サービスの12カ月間の評価額が500,000リンギットを超える場合、企業は、予定される売上税又はサービス税に関する登録を行うことが義務付けられます。このことは、売上税の基準額を100,000リンギット、また、課税対象サービスの区分及び課税対象者によってサービス税の基準額を0~300,000リンギットとしていた従前のSST税制とは対照的です。

登録は、関税局のMySSTシステム上でオンライン処理されます。SST枠組みに基づき登録義務を負う既存のGST登録企業は、MySSTシステムにおいて自動的に登録されます。

また、年間売上高基準額を満たさない企業が、SST枠組みに基づいて任意で登録できる制度もあります。SST新税制においては、グループ登録はありません。

届出及び請求に関する要件

売上税及びサービス税の申告は、書面での提出、又はオンラインMySSTポータルを通して行うことができます。申告書は、2カ月ごとに提出する義務があり、2018年9月及び10月の課税期間に関する最初の申告は、2018年11月30日が提出期限です。

登録済み製造業者は、該当する所定の項目を含む請求書を発行することが義務付けられます。関税局ガイダンスでは、現時点で、請求書に記載すべき所定の項目は示されていません。

指定区域及び特別区域

指定区域(Labuan、Langkawi、Tioman など)及び特別区域(無課税地域、保税倉庫、認可製造倉庫及び共同開発区域など)は、売上税枠組み案においては、マレーシア国外にあるものとして取り扱われます。関税局ガイダンスは、指定区域及び特別区域内の製造行為、並びに当該区域と主要な関税徴収区域との間の商品の移動に関する今後の売上税の取扱いについて、より明確な内容を示しています。

対照的に、指定区域及び特別区域は、サービス税に関しては、マレーシア国外とはみなされません。関税局ガイダンスは、これにかかわらず、課税対象であることが明確に規定されていない限り、指定区域内及び特別区域内又は当該区域間で提供されるサービスは、予定されるサービス税の対象ではないとしています。関税局ガイダンスは、特別区域/指定区域と主要な関税徴収区域との間の今後のサービス税の取扱いに関して、より明確に規定しています。



移行措置規定

最終の GST 申告

関税局ガイダンスによれば、最終の GST 申告書は、2014 年物品及びサービス税法が廃止される日(2018 年 9 月 1 日を予定)から 120 日以内に提出しなければなりません。企業は、すべての仮払税金控除の請求をこの最終の GST 申告書に記載しなければなりません。

関税局ガイダンスでは、GST 申請の終了に関する GST 監査が 2018 年 9 月 1 日から実施されることが示されています。そのため、関税局監査に先立ち、違反の可能性又は監査に関する問題を判断するために、GST の点検又は健全性の確認を行うことをお勧めします。

2018 年 9 月 1 日をまたぐ供給

予定されている 2018 年 9 月 1 日の SST 施行日をまたぐ供給に関しては、関税局ガイダンスの内容から、支払いの時期又は請求書の発行にかかわらず、SST は提供される物品及びサービスに対し 2018 年 9 月 1 日から適用されると推測されます。

前払金又は事前請求の取決めがある場合、これらの移行措置規定を考慮して、請求書に見直しが必要な場合があるかもしれません。また、企業は、適用される税金によって請求書に記載すべき明細が異なる可能性があるため、施行日をまたぐ供給に関しては、GST 請求書と SST 請求書を別途作成することを検討しなければならない可能性があります。

さらに、企業は、購入価格に対する SST の影響を判断するため、ベンダー及び顧客との間のすべての進行中の契約についての法的評価を行うことをお勧めします。継続中の契約のうち間接税に関する既存条項がある契約には、SST の請求及び SST の顧客への転嫁の可否について影響を受ける可能性があります。

企業が注意すべきこと

2018 年 9 月 1 日までに残された時間がほとんどないため、企業は、SST の導入に対してただちに対策を開始する必要があります。最初のステップとして、SST が自らの企業運営に適用されるかの確認を行う必要があるでしょう。SST の導入に際して、価格調整が必要になる場合があり、これは、不当利益に関する法令に違反しないように慎重に行う必要があります。一般市民の方が物品及びサービスの価格に注意しているともいえるため、SST の施行によって、不当利益に関する規制が強化されることが予想されます。

指定区域内及び特別区域内の企業にとっては特に、サプライチェーンに関する法令遵守及び構造改革について影響が及ぶ可能性があります。既存のサプライチェーン構造が効率的であるか、及び該当する SST 処理が適用されるかを確認するため、法的アドバイスを得ることをお勧めします。



これから締結する契約については、注意深く検討・起草し、確実に GST から SST への移行に関する問題を処理し、価格設定に GST から SST への変更を反映するようにします。

また、会社のシステム及び価格設定への SST の導入を正確に行うためには、従業員に対する研修も重要です。

www.wongpartners.com

Wong & Partners
Level 21
The Gardens South Tower
Mid Valley City
Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur